

○福岡県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

昭和59年6月26日

福岡県警察本部訓令第3号

改正 平成9年本部訓令第4号

平成20年本部訓令第17号

平成21年本部訓令第15号

平成21年本部訓令第18号

平成26年本部訓令第29号

平成28年本部訓令第19号

福岡県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

福岡県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定める。

(警察旗の制式)

第2条 警察旗は、福岡県警察本旗（以下「本旗」という。）と福岡県警察掲揚旗（以下「掲揚旗」という。）の2種類とする。

2 警察旗の制式は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(警察旗の備付け)

第3条 本旗は、総務部総務課に備え付ける。

2 掲揚旗は、別表第3に掲げる所属及び各警察署（以下「備付所属」という。）に備え付ける。

(平9本部訓令4・本条全部改正)

(警察旗の保管責任者)

第4条 本旗の保管責任者は、総務部総務課長とする。

2 掲揚旗の保管責任者は、備付所属の長とする。

(平9本部訓令4・本条全部改正)

(警察旗の使用)

第5条 本旗は、年頭視閲、入校式、落成式その他の本旗を使用することがふさわしいと認める行事に使用するものとする。

2 掲揚旗は、備付所属の長が庁舎又はその用地の適宜の場所において、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時か

ら午後5時45分まで（交通部運転免許試験課にあつては午前8時30分から午後5時15分まで、警察学校にあつては午前8時45分から午後5時30分まで）の時間帯に掲揚するものとする。

- 3 前項の場合のほか、備付所属の長は、必要があると認めるときは、庁舎又はその用地の適宜の場所において、臨時に掲揚し、又は常時若しくは一時的に掲示することができる。

（平9本部訓令4・本条全部改正、平20本部訓令17・平21本部訓令15・平26本部訓令29・本条一部改正）

（警察旗の使用承認）

第6条 所属長は、本旗を使用するとき又は掲揚旗を前条第2項及び第3項に規定する方法によらないで使用するとき、警察旗使用承認申請書（別記様式）により、あらかじめ、総務部総務課長を経由の上、福岡県警察本部長の承認を受けなければならない。

（平9本部訓令4・本条全部改正、平26本部訓令29・本条一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和59年6月28日から施行する。

（福岡県警察処務規程の一部改正）

- 2 福岡県警察処務規程（昭和51年福岡県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の（2）総務課の項中「

4 警察報の編集及び発行手続に関すること。							○
-----------------------	--	--	--	--	--	--	---

」を「

4 警察旗の使用承認に関すること。			○				
-------------------	--	--	---	--	--	--	--

」に改める。

附 則（平成9年2月27日福岡県警察本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に施設の不備等により掲揚旗を掲揚することができない備付所属にあつては、当該施設が整備されるまでの間は、改正後の福岡県警察旗の制式及び取扱いに関する訓令第5条第2項の規定は、適用しない。